

## 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、「当法人」とする。）の会費に関し、定款第9条に基づき必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 正会員の年会費は、10,000円とする。

2 準会員の年会費は、5,000円とする。

3 賛助会員の年会費は、一口5,000円とし、任意の口数を納入することとする。

4 年度途中で当法人を退会した場合の年会費は、返還しない。

(納付)

第3条 年会費は、翌年度分を前年度2月末日までに納入しなければならない。

2 年会費が未納の場合は、研修会に参加することができない。

(変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この規程は、2023年2月1日より効力を有する。